

議会運営委員会

令和6年6月17日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 横田委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和6年第2回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思ひます。各常任委員会等に付託されました町長提案の6議案は、いずれも満場一致で可決すべきものと決しておひます。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきたいと思ひます。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思ひますが、ございませんでしょうか。

現在のところ、討論の予定はないということで確認しておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論者は、各1名ずつということで、確認しておきます。

それでは、①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。

まず、追加日程1. 選挙第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙については、別添の資料のとおり、定数1人のところ候補者3人から届出があり、選挙長から選挙の実施の依頼がありました。

5月24日の当委員会で、選挙となる場合は、本会議最終日に追加日程として選挙を実施することをご確認いただいておりますので、追加日程としてあげております。

次に、追加日程2. 発議第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に求める意見書については、議員発議で意見書が提出されるものです。

次に、追加日程3. 研修会の参加派遣についてですが、令和6年6月24日開催の令和6年度監査委員研修について、参加派遣計画書にあげております。

現在までに追加日程として予定されているものは、この3件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

議員提案の予定は、現時点ではないものと確認しておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく申し上げます。

(1) 令和6年第2回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題とします。

9月定例会等の日程についてご協議いただきたいと思います。

まず、お手元にお配りしております日程案について、議会事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、次期定例会等の日程案についてご相談させていただきます。

お手元の「令和6年第3回斑鳩町議会定例会日程表(案)」をご覧くださいませでしょうか。9月2日(月)を初日とし、9月26日(木)を最終日とする、会期25日間の案をお示ししております。まず、9月2日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3日(火)から4日(水)は休会、5日(木)、6日(金)を一般質問とし、9日(月)、10日(火)、11日(水)は決算審査特別委員会の1日目、2日目、3日目、12日(木)は農業委員会のため休会としております。13日(金)は建設水道常任委員会、14日(土)と15日(日)、16日(月)の敬老の日は休会、17日(火)は厚生常任委員会、18日(水)は総務常任委員会、19日(木)は休会、20日(金)は議会運営委員会、21日(土)から25日(水)までは休会とし、26日(木)を最終日とする、会期25日間の案でございます。

なお、議員より、一般質問と決算審査特別委員会の間はできるだけ1日あけてほしいというご意見をいただいております。あけられない場合は当委員会にご相談させていただくこととなっております。また農業委員会の会議がある日も支障のない範囲で会議を入れられることとされておりますが、決算審査特別委員会や農業委員会、祝日等もあり、本会議最終日がこれ以上遅い時期になりますと、議会だよりの編集日程に差し支えてまいりますので、本年についてはあけておりませんので、この日程で、ご相談させていただきたいと存じますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。 中川議長。

議長

なんらこれで反対するものとかやいまんねんけど、最終日の26日やけど25日でも問題ないのと違うん。なんか問題あったん。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局 最終日が26日とさせていただいている理由なんですけども、20日の議会運営委員会の中でなんらかの議案の追加とかですね、案件が出てきた場合に作業日程として2営業日を空けさせていただいておる次第でございます。

委員長 これは毎回そうしていただいているんですか。

議会事務局 はい、毎回2営業日空けさせていただいております。

局長

議長 土日はさんだ後、平日1日は空けとけみたいな感じで昔していたと思うねけんけど、2日に変わったんか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時07分 休憩)

(午前9時07分 再開)

委員長 再開します。

ただいま休憩中に議長の方から、詰めれるんやったら詰めれば日程的にも終われて余裕ができるんじゃないかというご意見をいただきましたけども、これはやはり議会運営委員会後は2営業日は空けておいたほうがいいということですね。 福田議会事務局長。

議会事務局 できれば2営業日空けていただきたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、9月定例会の日程については、お手元の日程表案のとおり予定しておくということで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。次期定例会等の日程につきましては、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認しておきます。
総務部長から、何か報告等はございますか。

（ な し ）

委員長 総務部長には、他の公務もございいますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。
暫時休憩します。

（ 午前9時08分 休憩 ）

（ 午前9時08分 再開 ）

委員長 再開します。
次に（3）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを議題とします。まず、お手元にお配りしております改正案について、議会事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、（3）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてご説明させていただきます。資料1として、改正文と新旧対照表、要旨を添付しておりますので、資料末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

この改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正す

る規則が施行されたことから、この改正内容に準じて、本規程において所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、（１）のこども家庭庁設置に伴う文言整理と、（２）の本人通知の対象となる保有個人情報の明確化についての改正であり、法令改正に伴う文言整理等であります。

（２）の本人通知の対象となる保有個人情報の明確化につきましては、個人情報の漏えい等があった場合で、本人通知の対象となる個人の権利利益を害するおそれ大きいものに該当する事態を明確化するものであります。

具体的には、不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報について、議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等があった場合も、「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」に該当するものとして、本人通知の対象となることを明確化するものであります。

この規程の改正につきましては、法律等の改正に伴う関係法令の文言とあわせるための改正でありますので、当委員会でご確認いただいた後に、議長決裁をいただき、公布の日から施行させていただきたいと考えております。以上よろしく願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長

それでは、規程（案）については、議長決裁で公布の日より施行される予定です。このようにすすめることとさせていただきますよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、①斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改

正についてを終わります。

次に、（４）今年度の検討事項についてを議題とします。５月２４日の議会運営委員会で、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正について、②議会の動画配信に関する調査・研究について、③議案の事前審査について、④先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”の解釈についてが、今年度の検討事項として考えられるということで確認しておりました。

また、委員から協議したいテーマがあれば申し出をいただくことになっておりました。今説明させていただいたテーマ以外のものとしましては、これまでに１件、「開かれた議会に向けた傍聴者等への資料提供について」というテーマを、私の方から、提案させていただいております。

このことについて、委員皆さまのご意見等をお聞きしたいと思います。

一つひとつ、今年度のテーマとして取り上げていくべきかどうか、お諮りをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、１点目の標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正について、テーマとして取り上げていくかどうか委員皆さまのご意見をお聞かせください。 中川議長。

議長 一部改正できてないねんから、テーマとして残していくべきではないかなと思います。

委員長 ただいま、議長のほうからご意見ありましたが、そのようにさせていただくということでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 そうしましたら１点目についてはテーマとして取り上げていくということで確認をしておきます。

次に２点目、議会の動画配信に関する調査・研究について、こちらについてはいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 継続的にですね、本件については続けていけばいいと思います。

委員長 他のご意見、奥村委員。

奥村委員 同じく、この議会の動画配信に関しては、しっかりと実現するまでやっていった方がいいと思います。

委員長 今、お二人の方から取り上げて継続的にやっていくということでご意見いただきましたが、そのような形にさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、2点目の議会の動画配信に関する調査・研究についてはテーマとして取り上げていくこととします。

次に3点目、議案の事前審査について。こちらについては齋藤委員のほうからご提案いただいておりますが、提案いただいた目的と理由についてできればご説明いただければと思いますが。 齋藤委員。

齋藤委員 議案の事前審査につきましては、具体的に法令で決まってないというか、どこまでやっていいかというのが決まってないということです。ここを勉強させてもらって、やっぱり議会として審査、審査っていうか、意見言えるものは言って、町の考えをきちっと確認していきたいというふうに思います。すんで、テーマとして、取り上げさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ただ今ご説明いただきましたが、このテーマについて取り上げていくのかどうか、そちらに対するご意見お願いいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 議案の事前審査はいけないと、これはもう文言で決まっています。ただし、どこまでが事前審査なのか、それは不明確な部分でもありますし、そのことについて協議はしていったいいと思います。事前審査はあかんとなってますんでね、その範囲をどこまでに絞るかというところの協議はしていったいい

と思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 すみません、私言い方間違えました。嶋田委員のおっしゃるとおりでございますので、事前審査はだめだというのは理解してはいますが、どこまでというので勉強していきたいと思いますので、テーマとして取り上げていただきたいと思います。

委員長 中川議長。

議長 この事前審査というのは、この地方自治法の法律で抵触するものでもなんでもないというのを聞いたことがある。好ましくないということだけで、必ずしもしたらあかんことないねんな。そこら局長わかってたら。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 事前審査につきましては、議事日程の原則として記載されているものというところで、ただ、法令に基づくものということはちょっと認識はしてないんですけれども、原則であるということ、あくまで上程されてから審議されるべきものと書かれております。以上でございます。

委員長 これも以前に調査をさせていただいたときにも、それぞれの議会によっても運営も様々であるし、以前にも斑鳩町としてこのような形での運営がなされていたこともありますので、法律的には禁止はされていないという認識でいいのかなと思いますけれども。このテーマにつきまして、齋藤委員のほうから事前審査についてということでテーマあげていただいておりますけど、表現についてはその範囲についてとするなど、今後修正はしていこうと思いますが、テーマとして取り上げていくこと自体はよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、③については今後もテーマとして取り上げさせていただきたいと思います。

次に、先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”の解釈について。こちらについてはいかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 配慮するものとするの解釈というのはどうかなと思うんですけども、その文言についてですね、どうあるべきか、これは先例と慣例をつくられた当時の資料なんかあるんですかね。私聞いた話では、松田議員が作成されたというふうに聞いています。ただし、一人で作成されたんやなしに、やはこういうふうに協議していったと思いますんでね、その資料なんかはあるんですかね。そこらへんから始めていかなあかん問題になってくのと違うかなと思うんです。そやから私は松田さんから漏れ聞いた話でこの議運等の場でもそれが真実かどうか、わからなんわけで。そやから難しいとは思いますが、すけどもね。

委員長 私も以前その解釈について、当時の議論を確かめたいと思って調べたことはあったんですけど、探しきれなかったんですよ。当時の会議録等が残っているのかというのは調査はさせていただきますけど、見つかるかどうかはちょっと。 嶋田委員。

嶋田委員 そやからその資料をまず探していただいて、あるかないかでまた議論も変わってこようかと思えますんでね、まずそれ探していただくということでどうですやろ。今は保留にしといて。

委員長 とりあえず資料を探してみて、それまでは、見つかるまでは保留というご意見いただきましたが、私以前にも嶋田委員からこういう意見いただいて、テーマとしてあげさせていただいたときに、もう過去の資料なくても今の現状で議論していくこともできるかと思ってあげさせていただきましたんで、資料は探しますけど、保留にせんともうテーマとしては取り上げていったら

いいのかなと思いますけど、皆さんいかがでしょうか。 中川議長。

議長 委員選任で、政党は配慮するって、どんな配慮でっか。

委員長 私の理解しているところでいいますと、以前は政党所属の議員が少なかったということで、当時会派もありましたんで、少なくとも政党から1人は最低委員会に所属をできるようにと配慮いただいていたというふうに理解をしているんです。ただ、もう会派も解散されて、今、政党所属の議員のほうが増えつつありますんで、だから今の現状に合わして、一度見直してはどうかなということ考えてますけども。

議長 各常任委員会、だから今、4常任委員会、そこに政党に所属している議員を1人は入れるようにするというのが配慮。

委員長 だというふうに、私の理解ではそうなんですけど。違うご意見の方がいらしゃれば。 中川議長。

議長 複数の議員さん、党所属の議員さんはひとつの常任委員会に2人は入らないでねみたいなのもあったんかなってというのはなかったんかな。

委員長 そういう意見をお持ちの方もいらっしゃいますんで、各議員によって解釈が違うんだと思います。先ほどもちょっと述べましたけども、当時どういふふうだったのかなと思って調べようかなと思ったんですけども、結構古いことだったので、会議録を探しきれなかったんです。また、改めて事務局にも協力いただいて当時の資料を探してみたいと思います。

ほかに。 溝部委員。

溝部委員 今、嶋田委員おっしゃっていただいた、資料があったらあったでそれを勉強するという形でいいと思いますし、なかったら、なかっても、配慮するものとする解釈が難しいと思いますので、そちらも勉強するというところでテーマに取り上げてでもいいのかなと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 木澤委員長と議長でも内容が違ったかなと思うんです。僕も同じ党の人が同じところに入らへんよんという解釈なんで、解釈がそれぞれ違うというのはあれなんで継続してやっていって、今の時代に合った形でやっていけばいいのかなと思いますので、取り上げていただければと思います。

委員長 嶋田委員の方から資料見つかるまでは保留にしてはというご意見もいただきましたが、見つからなくてもテーマとして取り上げていってもいいのかなというふうに思いますんで、そういうふうに整理させていただこうと思いますが、嶋田委員よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”の解釈について、こちらについてはテーマとして取り上げていきたいと思います。

そうしたら、5点目ですね、「開かれた議会に向けた傍聴者等への資料提供について」についてですが、さきほど申しあげましたように、私のほうから提案させていただいたのですが、昨年度も一度議論はしていただいた案件になります。改めて、傍聴者のほから、資料があったほうが分かりやすいということで、具体的に言いますと、町長の提出議案説明と、施政方針がある時は施政方針について、議場で耳で聞いてはいるけれども、やっぱり、印刷された活字として、あるほうがより理解しやすいということで、資料の提供を求められておられますので、今回、改めてテーマとしてあげさせていただいていますが、こちらについて、取り上げていくのかどうか、みなさまのご意見お聞かせいただきたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは、前回の人と同じ人で、ということは、全町民のなかのひとりだけのことですわな。前は声を聞くということで、印刷物は配布しないと、い

うふうに決まったと思うんですけれども。今回も同じようなことでいいではないかと思います。というのが、これ、また来年も同じようなことを言われる、ことにもなってこようかと思います。今回ね。オミットしたら。そやから、これは決まらしてんと、議運で。いうことで、どういうんかな、議運で決まったから、傍聴に来ていただいて、聞いていただくということだけで、回答するほうがいいんでんではないかなとは思いますが。議題にあげんとね。というのは、前回、審議したことですのね。

委員長

前回、確かにこの件については議論させていただいたんですが、当時の議論をちょっと思い起こすと、主に障害者の方から申し出があった時にどうしようかということについては、結構いろんな議論させていただきましたけど、そうでない方については、最初から、もう別にいいんじゃないかと、終わってしまっていて、特にあまり意見も出てなかったように思いましたんで、改めて、傍聴者の方からもう一度、申し出がありましたんで、障害者ではない方についても、改めてもう少し議論を深めておくべきかなと、思ったんで、あげさせていただいたというのが今回のとこなんです。

今、嶋田委員のほうからはもうええんじゃないかということでご意見いただきましたが、ほかの委員さん、いかがでしょうか。 中川議長。

議長

ここにテーマとして、委員長あげてくれている「開かれた議会に向けた傍聴者等への資料提供について」やけど、議会だよりも、議会を傍聴しませんかと呼びかけして、さっき嶋田委員、ひとりの方やって言っただけね、複数名の人が欲しいと、声も私もききましたし、一般質問の概要は、窓口、傍聴者の記名する窓口においてある、一般質問の概要と提出議案説明と施政方針との区別つけるのも難しいし、聞いただけですぐに覚えられへん、また、字によって意味の違うものもある、聞こえへん人に対して、障害者の方には渡しますやなしに、健常者と障害者を分けることもなしに、欲しい人は、配るのと違って、一般質問の概要と同じように、置いておいたらええのかなというふうに思います。それを、もしか、今議論できるやったら議論してもらって、テーマにあげなくても、こんな簡単に終わる話やから、というふうに思いました。

委員長 議長のほうから、検討するのは、検討するとして、1年間かけて議論する必要はないんじゃないかなと、テーマとしては取り上げないというご意見ですね。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。 溝部委員。

溝部委員 昨年度にこの議論があった時に、これが採用されなかった、何箇条か、理由というか、どういう議論があったのか、もし、何かあれば、教えて欲しいんですけれども。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

委員長 再開します。 溝部委員。

溝部委員 ということは、コロナ前に戻したと、コロナの時は、傍聴者の方に配っていたものを、コロナ前に戻して、配らないというかたちというか、もとに戻したというところで理解しました。

そのうえで、今、議長のご意見聞かせていただいて、配らないで希望される方には渡すというかたちでもよいのかなというふうに私も思いました。

テーマとしては取り上げないで。

委員長 そうしましたら、テーマとしては取り上げる必要がないというご意見が多数だと思いますので、テーマとしては取り上げないというふうにさせていただいて、この件は別件で議論させていただくのに、今日、この場でやってしまうか、次回にするかとか。もう時間もあるので、今日、このままさせていただくほうがよいか、そうか、以前の議論を調べたいということがあるんやったら、また次回させてもらうとか。 小城委員。

小城委員 この場で決めてしまったらいいんじゃないかなど。

委員長 溝部委員もそれでよろしいか。 溝部委員。

溝部委員 はい。

委員長 そうしましたら、検討テーマにつきましては、さきほど確認させていただいた4つ、今年度させていただくということで、この5点目については、もうテーマとしては取り上げないということで、まず確認をさせていただきたいと思います。

それでは、今年度の検討事項については、以上で終わっておきます。

さきほどの件については、その他のところで、議論させていただこうと思います。

1. 協議事項については、以上で終わります。

委員長 次に、2. その他について、まず、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けします。

(な し)

委員長 ございませんか。そうしましたら、さきほどの「開かれた議会に向けた傍聴者等への資料提供について」改めて、みなさまのご意見をお聞きしたいと思います。 横田委員。

委員長 私はさきほどの中川議長の提案でいいかというふうに思います。

委員長 欲しい人はとっていただくというかたちで、提供するということですね。ほかの委員さん、いかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 今、横田さんおっしゃったご意見でいいと思います。また、斑鳩町をとりまくほかの自治体ではどのようにされているのかというのは、知りたいなど

は思うんですけれども。

委員長 今、把握できていないので、申し訳ないんですけれども。ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小城委員。

小城委員 みなさんと一緒に、置いておくというかたちで、欲しい人はとっていくというかたちでいいのかなというのと、どこかに、議会だよりじゃないですけども、議会のホームページとかに議事録みたいなかたちで、その資料を載せるっていうのはむりなんですよね。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時38分 再開)

委員長 再開します。 小城委員。

小城委員 欲しい方がとっていくかたちをとっていただければいいのかなと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 さきほど議長がおっしゃってた難聴者、聴覚障害者の方のことを、ぼく失念していて申し訳ないです。やっぱり、聴覚障害者の方、難聴者の方、いらっしゃると思う、そういう方が傍聴に来られて、聞き取りにくいということであれば、希望者があれば、配布してもいいのかなと思います。そうなってくると今度、視覚障害者の方にどうするのか、そこらへんも考えていかなければいけないのかなと、思いますね。

委員長 前回もその、議論させていただくなかで、障害者の方から申し出があれば、それはお渡しをということで、今、議長のほうからは、障害者の方と健常者

の方と区別することなく、資料は欲しい人にはとってもらったらどうやろうと、いうことでご意見いただいていますけれども、そういうかたちでもよろしいでしょうか。

そうしましたら、欲しい人にはとってもらおうという意見が多数だと思えますので、この件については、そのようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。そうしましたら「開かれた議会に向けた傍聴者等への資料提供について」は、ただいまご意見のあったように、最低限必要な冊数を用意して、欲しい方にとっていただくというようなかたちで対応していると思いますので、よろしくをお願いします。

議長から何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から何かございますか。 福田議会事務局長。

議会事務 議会事務局のほうから、1点連絡と相談がございます。

局長 県議長会主催の研修についてでございます。例年、ご参加いただいております、奈良県町村議会議長会が主催する各種研修会ですが、現時点では、6月24日(月)開催の監査委員研修会については開催通知が届いておりますが、その他の研修については、開催通知の文書が届いていないことから、計画書にあげることができない状況であります。

まず、例年開催されている人権研修については、7月24日(水)午後1時半から開催を予定されており、参加者は2名程度とされています。このことから、最終日の全員協議会で参加者の決定をお願いいたします。

また、正副議長研修会については、今年度は正副議長に限らず、全議員研修会として開催することとされておりますが、日程については現在調整中であり、決まり次第、通知が送付される予定です。

このことから、最終日までに通知がまいりましたならば、お手元に配布しております参加派遣計画書に開催通知があった研修を追加し、追加日程として上げていきたいと考えております。

一方、通知が遅れる場合は、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第20条の規定により、議長が議会運営委員長と協議して決裁し、次回の議会において報告、承認を得ることとなっておりますので、よろしく願い申しあげます。以上でございます。

委員長

ただいま局長ほうから報告がありましたが、質疑、ご意見等あれば、お受けしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、ただいま事務局から報告があった、奈良県町村議会議長会主催の研修について、最終日の全員協議会で人権研修等の参加者を決定し、最終日までに開催通知が届いた場合、追加日程3. 研修会への参加派遣についての参加派遣計画書に加えることとし、また、最終日までに通知が届かない場合は、議長と私が協議・決裁し、次回の議会で報告することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

どうも、お疲れさまでした。

(午前9時44分 閉会)